

第 63 号

令和 6 年度山梨県営電気事業会計補正予算（第 3 号）

第 1 条 令和 6 年度山梨県営電気事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 6 年度山梨県営電気事業会計予算（以下「予算」という。）第 4 条本文括弧書中「不足する額 5,520,813 千円」を「不足する額 6,020,813 千円」に「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 284,950 千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 330,405 千円」に「過年度分損益勘定留保資金 3,769,906 千円」を「過年度分損益勘定留保資金 4,224,451 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第 1 款 資本的支出	6,351,360 千円	500,000 千円	6,851,360 千円
第 5 項 事業外設備改良費	1,552,550 千円	500,000 千円	2,052,550 千円

第 3 条 予算第 5 条に定めた債務負担行為に、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
東京都内への P 2 G システムの設置（東京都との共同研究開発事業）について変更契約を締結すること。	令和 7 年度	384,455 千円

第 4 条 予算第 9 条本文中「年割額」を「総額及び年割額」に改め、次のとおり追加する。

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
1 資 本 的 出 支	5 事業外設備改良費	地域水素利活用技術開発事業	4,400,000 千円	令和5年度	396,000 千円	4,900,000 千円	令和5年度	396,000 千円
				令和6年度	1,166,000 千円		令和6年度	1,666,000 千円
				令和7年度	2,838,000 千円		令和7年度	2,788,000 千円
							令和8年度	50,000 千円

第 64 号

令和 6 年度山梨県流域下水道事業会計補正予算（第 2 号）

第 1 条 令和 6 年度山梨県流域下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 6 年度山梨県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
(4) 建設改良費	1,911,087 千円	1,205,900 千円	3,116,987 千円

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第 1 款 下水道事業収益	8,396,199 千円	31,090 千円	8,427,289 千円
第 2 項 営業外収益	4,630,260 千円	31,090 千円	4,661,350 千円
	支	出	
第 1 款 下水道事業費用	8,350,286 千円	△ 23,650 千円	8,326,636 千円
第 1 項 営業費用	8,275,135 千円	△ 12,539 千円	8,262,596 千円
第 2 項 営業外費用	74,150 千円	△ 11,111 千円	63,039 千円

第 4 条 予算第 4 条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,098,802 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,096,193 千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 35,705 千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 93,718 千円」に、「過年度分損益勘定留保資金 782,290 千円」を「過年度分損益勘定留保資金 726,002 千円」に、「当年度分損益勘定留保資金 280,807 千円」を「当年度分損益勘定留保資金

276,473 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第 1 款 資本的収入	1,898,334 千円	1,205,900 千円	3,104,234 千円
第 1 項 企 業 債	418,000 千円	255,000 千円	673,000 千円
第 2 項 国 庫 補 助 金	938,200 千円	695,900 千円	1,634,100 千円
第 3 項 市 町 村 負 担 金	469,767 千円	255,000 千円	724,767 千円
	支	出	
第 1 款 資本的支出	2,997,136 千円	1,203,291 千円	4,200,427 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	1,911,087 千円	1,205,900 千円	3,116,987 千円
第 2 項 企 業 債 償 還 金	1,086,049 千円	△ 2,609 千円	1,083,440 千円

第 5 条 予算第 5 条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
建設改良費	418,000千円	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後に	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期	673,000千円	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後に	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期

			おいては、 当該見直 し後の利 率)	限を短縮し、若しくは 繰上償還又は低利に借 換えをすることができ る。			おいては、 当該見直 し後の利 率)	限を短縮し、若しくは 繰上償還又は低利に借 換えをすることができ る。
計	418,000千円				673,000千円			

第6条 予算第9条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を次のように改める。

(既決予定額)

1,389,376 千円

(補正予定額)

△ 14,301 千円

(計)

1,375,075 千円